

平内町役場庁舎整備事業プロポーザル募集公告

次のとおり、平内町役場庁舎整備事業についてプロポーザル募集を行います。

令和6年6月28日

平内町長 船橋 茂久

1. 事業概要

- (1) 事業名称 平内町役場庁舎整備事業
- (2) 事業場所 東津軽郡平内町大字沼館字家岸地内
- (3) 事業の目的及び内容

町における現在の町役場本庁舎は、昭和 42 年に建設され、老朽化や設備の劣化が進み、平成 25 年に実施した耐震診断において耐震基準を大きく下回る結果となり、大地震が発生したときに倒壊し、防災拠点としての機能が果たせないことが懸念されている。

このため、町は、庁舎を取り巻く様々な問題点や課題を整理し、新庁舎の整備に関する基本的な方針を定めるため、令和 4 年 9 月に「平内町役場庁舎建設基本計画」を定めた。

本事業は、基本計画に基づき、耐震安全性を確保した新庁舎を新たに旧青森少年院跡地に整備し、その維持管理(一部)を行うものである。

- (4) 履行期限 令和29年8月31日

- (5) 担当部局(問合せ先)

〒039-3393 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63 平内町 総務課

TEL:017-755-2111 FAX:017-755-2145

E-mail: zaisei@town.hiranai.aomori.jp

2. 参加資格

応募者の代表企業、構成企業のいずれもが、以下の参加資格要件を満たすこと。

ア 令和6・7年度競争入札参加資格者名簿に登録されていること、又は参加表明書提出期限までに競争入札参加資格申請を町が受理した者であること。

イ 設計・工事監理企業は、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所として登録を受けていること。

ウ 建設企業は、建設業法第3条第1項の規定に基づく建築一式工事において特定建設業の許可を受けており、直近の経営事項審査総合点の建築一式工事が 1,700 点以上のものであること。

エ 平内町建設業者指名停止要領に基づく町長の指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までに受けていないこと。

オ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4に規定する者に該当しない者であること。

カ 本事業の事業者を選定するための「平内町役場庁舎整備事業プロポーザル審査委員会」の委員との関係において、次のいずれかに該当する者でないこと。

- ・委員が、発行済み株式を所有している、もしくは出資をしていること。
- ・委員が、役員又は従業員となっていること。

キ 応募者の代表企業、構成企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成企業として参加していないこと。

3. 選定スケジュール

時 期	内 容
令和6年 6月 28 日	選定事業者の公募
7月1日～8月 14 日	募集要項に関する質問受付
8月 23 日	募集要項に関する質問に対する回答及び公表
7月1日～8月 30 日	参加資格審査書類の受付
9月 12 日	資格審査の結果発送
9月 17 日～11月 15 日	提案書の受付
11 月下旬	プレゼンテーション及び応募者に対するヒアリング実施に係る通知発送
12 月中旬	提案書の内容に関するプレゼンテーション及び応募者に対するヒアリング
12 月下旬	最優秀者の決定
令和7年 1月下旬	基本協定の締結
2月	仮契約の締結
3月	事業契約の締結（必要に応じて3月町議会の上程）

※上記のスケジュールは予定であり、日時等含めて決定し次第、改めて連絡をする。

4. 手続き等

別紙「平内町役場庁舎整備事業募集要項」によることとする。